

○大府市児童農業体験活動支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童に農業にふれあう機会を設け、農業体験の場づくりを図るため、予算の範囲内において交付する児童農業体験活動支援事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、市内小学校児童農業体験活動実施校（以下「実施校」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業は、実施校が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 推進会議の開催
- (2) 体験活動の実施
- (3) 体験ほ場等整備
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(交付金の額)

第4条 この交付金の交付額は、予算の範囲内とする。

(交付金の前渡し)

第5条 この交付金は、規則第11条第2項の規定に基づき交付金の全部を前渡しする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。